県民まちなみ緑化事業

－県民のみなさんが行う緑化活動を支援します！－

令和８年度　募集案内

募集期間　募集期間を延長します！

４月１日（水）～12月25日（金）

駐車場の芝生化事業については４月１日～5月15日

【募集期間内でも予定額を超えた場合、受付を締め切りますので、予めご了承ください。】

■ 申請書類の記載方法、記載例は、「県民まちなみ緑化事業　申請手続の手引」（別冊）をご覧ください。

■ 募集案内、申請書類等は以下の兵庫県ホームページからダウンロードできます。

http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/wd20_000000005.html

県民まちなみ緑化事業　検索

兵庫県
Hyogo Prefecture

兵　庫　県

ー 目　　次 ー

1 事業の内容 …… 1

2 県民のみなさんによる緑化活動の例 …… 1

3 事業区分 …… 2

4 補助対象地域 …… 3

5 補助対象者 …… 4

6 補助条件（共通） …… 5

7 事業別の補助内容 …… 7

【① 一般緑化】

①－1 一般緑化（植栽） …… 7

①－2 一般緑化（植栽（高質緑化）） …… 10

①－3 一般緑化（生垣） …… 11

①－4 一般緑化（官民連携緑化） …… 11

【② 校園庭の芝生化】 …… 12

【③ ひろばの芝生化】

③－1 ひろばの芝生化 …… 13

③－2 ひろばの芝生化（高質緑化） …… 15

【④ 駐車場の芝生化】 …… 16

【⑤ 建築物の屋上緑化・壁面緑化】

⑤－1 建築物の屋上緑化 …… 17

⑤－2 建築物の屋上緑化（高質緑化） …… 17

⑤－3 建築物の壁面緑化 …… 17

【⑥ 都心緑化】 …… 18

8 高質な都市緑化認定基準について …… 19

9 維持管理設備等の限度額加算について …… 21

10 申し込み …… 22

11 土地（建築物）所有者等との使用承諾及び維持管理協定について …… 24

12 維持管理について …… 25

13 表示板の設置について …… 26

14 手続の流れ …… 27

15 よくある質問 …… 30

16 問い合わせ先 …… 32

１　事業の内容

兵庫県では都市環境の改善や防災性の向上などを目的とし、県民緑税を活用して県民のみなさんによる植樹や芝生化などの緑化活動に要する経費の補助を行っています。

※植栽後の維持管理については、県民のみなさんで行ってください。

【事業の効果】

1 環境効果：地表面温度の低下によるヒートアイランド現象の緩和、二酸化炭素の低減、地球温暖化防止などの効果があります。

2 景観効果：景観の向上やまちなみ形成への貢献などの効果があります。

3 防災対策：樹木による延焼防止や都市の水害発生リスク低減などの効果があります。

4 その他の効果：環境学習やコミュニティ形成などの効果があります。

２　県民のみなさんによる緑化活動の例

子どもたちによる樹木の植栽風景

保護者と子どもたちによる芝張り風景

住民による芝張り風景

維持管理に必要な芝刈り機も補助します。

３　事業区分

県民まちなみ緑化事業は、①一般緑化、②校園庭の芝生化、③ひろばの芝生化、④駐車場の芝生化、⑤建築物の屋上緑化・壁面緑化、⑥都心緑化の 6 種類に区分されます。

［各事業の概要］

①　一般緑化

・植　　栽：公園、広場、マンション、道路・河川沿い、学校等での植樹
・植栽（高質緑化）：一般緑化（植栽）で、「高質な都市緑化認定基準」を満たす緑化（※）
・生　　垣：戸建て住宅、マンション等での生垣の設置
・官民連携緑化：市町が県民や企業等と連携して行う緑化
▶詳細は（7～11 頁参照）

②　校園庭の芝生化

・校園庭の芝生化：学校の校庭、幼稚園・保育園等の園庭の芝生化
▶詳細は 12 頁参照

③ひろばの芝生化

・ひろばの芝生化：公園、広場、グラウンド等の芝生化
・ひろばの芝生化（高質緑化）：ひろばの芝生化で、「高質な都市緑化認定基準」を満たす緑化（※）
▶詳細は 13～15 頁参照

④　駐車場の芝生化

・公民館、商業施設、工場、マンション、事務所等の駐車場の芝生化
▶詳細は 16 頁参照

⑤　建築物の屋上緑化・壁面緑化

・商業施設、学校、病院、マンション、工場等の屋上緑化（芝生・植樹）
　又は壁面緑化（基盤造成型、登はん・下垂型）
・屋上緑化（高質緑化）：樹木による屋上緑化で、「高質な都市緑化認定基準」を満たす緑化（※）
▶詳細は 17 頁参照

⑥　都心緑化

・人口集中地区内の駅周辺の公共性が高い都心空間を豊かにする緑化
▶詳細は 18 頁参照

（※）「高質な都市緑化認定基準」を満たす場合は、補助率・補助限度額を拡充します。
▶拡充内容の詳細は 10,15,17 頁、認定基準に関する詳細は 19,20 頁、参照

4　補助対象地域

住民団体が公共用地（注）で実施する場合

・都市計画法第 5 条に規定する**都市計画区域**

・緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）第 9 条第 1 項第 3 号に規定する「**さとの区域**」及び同第 4 号に規定する「**まちの区域**」（これらに準ずる区域※1も含む。）

（注）公共用地とは

以下のような土地を言います。

① 国有地又は公有地

② 不特定多数の者が自由に利用できる公共の用に供する土地

ただし、入場者や利用者等から料金を徴収するものは除きます

個人・法人等が実施する場合

以下の補助対象地域のうち、**個人・法人等が行う緑化は人口集中地区※2 で行うものを優先**して支援します。

・都市計画法第 7 条に規定する**市街化区域**

・都市計画法第 7 条に規定する市街化調整区域のうち、都市計画法施行条例第 4 条に規定する指定区域（**開発指定区域**）及び同第 8 条に規定する**特別指定区域**

・都市計画法第 8 条に規定する**用途地域が定められた区域**

・緑条例第 9 条第 1 項第 4 号に規定する「**まちの区域**」（これらに準ずる区域※も含む。）

※まちの区域以外でも、緑条例第 9 条第 2 項に規定する区域（地域特性区域）及び緑条例第 31 条第 1 項に規定する地区整備計画を定めた区域（計画整備地区）内、又は、市町が条例等で土地利用計画を定めた区域内で、まちの区域と同程度の建築物が連たんする区域については対象となります。

・上記区域外の旧住宅地造成事業法完了団地、地区計画を定めた住宅団地

▶ただし、**校園庭**（学校の校庭、幼稚園・保育園の園庭）**の芝生化は県下全域**を対象とします。

☞ご不明な場合は、県又は市町の緑化担当課（32、33 頁参照）までお問い合わせください。

▶また、**都心緑化**は**人口集中地区内の鉄道駅周辺**（概ね半径1㎞圏内）の区域を対象とします。

☞ご不明な場合は、県庁都市政策課（32 頁参照）までお問い合わせください。

※1　緑条例第 9 条第 2 項に規定する区域（地域特性区域）及び同第 31 条第 1 項に規定する地区整備計画を定めた区域（計画整備地区）内で、「まちの区域」又は「さとの区域」に準ずる区域と認められる区域は対象となります。

※2　人口集中地区：統計データに基づいて定めた都市的地域で、人口密度が 4,000 人/㎢以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接し、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有する地域（国勢調査結果より設定）

５　補助対象者

県民まちなみ緑化事業の補助対象者は、次のとおりです。
なお、国、地方公共団体、公社等は補助対象者となることができません。

【一般緑化、校園庭の芝生化、ひろばの芝生化、駐車場の芝生化、屋上・壁面緑化】

① 住民団体　以下の要件を満たす団体

・構成員がおおむね5名以上
・代表者が県内に在住、在勤又は在学していること

〇住民団体に該当する例

・地域を基盤として活動している団体（自治会、婦人会、老人会、マンション管理組合、PTA 等）
・緑化等を目的として活動する住民グループや地域で活動している NPO 法人 等
・校園庭・ひろばの芝生化等で、学校や地域住民、PTA、土地所有者等で構成される団体 等
・社員有志による緑化グループ 等

×住民団体に該当しない例

・営利企業やその部門（ただし、下記「②個人又は法人等」に該当すれば申請できます。）
・構成員実態のない形式的な団体や活動が一時的で継続性がない集まり

② 個人又は法人等　100 ㎡以上（人口集中地区では 30 ㎡以上）の緑化可能な土地を所有・管理する個人又は法人等

【都心緑化】

協議会又は単独の法人

・法人、個人、住民団体及び市町等で構成される団体（協議会）
・法人（単独で申請が可能）

６　補助条件（共通）

条件１　事業実施箇所が、**外部から視認可能**※1 又は、**一般の県民が利用可能**※2 な位置にあることが必要です。

ただし、市街化区域又は人口集中地区で実施される建築物の屋上緑化・壁面緑化はこの限りではありません。

※1　外部から視認可能とは

事業実施箇所から近景域（概ね 400m 以内）にある道路、公園、公開空地等の公共的施設から概ね 50%以上の緑化面積が視認できる箇所を言います。

※2　一般の県民が利用可能とは

○　土地又は建築物の所有者（管理者）以外の県民が自由に立ち入ることができる状態にある箇所を言います（管理者等の承諾を得て立ち入ることができる場合も含みます。）。

○　また、建築物の屋上緑化の場合、事業実施箇所に通じる通路、階段等に表示板（26 頁参照）を設置し、建物管理者等の了解のもと、必要に応じて、鑑賞できる状態であれば構いません。

［参　考｜事業実施箇所の補助対象の可否について］

Ｑ　学校の中庭で一般緑化の補助により植樹をしたいと考えています。
　中庭は、公道から視認することはできませんが、学校の承諾を得た場合、県民が立ち入り、鑑賞できることとした場合、事業の対象となりますか？

Ａ　県民まちなみ緑化事業では、事業実施箇所が外部から視認可能又は一般の県民が利用可能な位置にあるものが補助対象となります。
　おたずねの中庭の場合、一般の県民が利用可能と取り扱い、補助対象となります。
　この場合、学校の出入口付近に、事業実施箇所への立入及び鑑賞が可能である旨の表示を行ってください（26 頁参照）。

条件２　次の法令等により整備が義務付けられた緑化は、補助の対象となりません。

・工場立地法
・環境の保全と創造に関する条例
・神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例
・緑豊かな地域環境の形成に関する条例
・都市計画法に基づく開発許可　　等

・敷地面積、建築面積が 1,000 ㎡以上の場合は、緑化義務がある場合がありますので、事前に県又は市町の担当課（32,33 頁）へお問い合わせください。
・なお、緑化義務がある場合、既存の緑地箇所及び面積が分かる図面を提出していただく場合があります。

［参 考｜敷地の緑化義務がある場合の補助対象の可否について］

Q 工場の敷地に一般緑化の補助により植樹をしようと考えています。
工場の敷地は 2,000 ㎡で既存の緑地が 500 ㎡あります。
今回、県民まちなみ緑化事業によりさらに新しく 150 ㎡の緑地を設ける予定です。
この新たに設ける緑地は補助対象となりますか？

【工場の概要】
市街化区域内、工場建設年：平成 20 年、敷地面積：2,000 ㎡、建蔽率：60%

A おたずねの場合、兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」により、次のとおり敷地の緑化義務が課せられています。

［同条例による敷地の緑化義務面積］

○ 空地面積（敷地面積×（100-建蔽率））の50%以上（（同条例118条の2、規則42条の2（別表17））

○ よって、当工場の緑化義務面積は、2,000 ㎡×(100%-60%)×50%=400 ㎡ となります。
既存緑地が 500 ㎡あることから、当工場は既に緑化義務面積を充足しています。
したがって、今回新たに設ける 150 ㎡の緑地は、緑化義務の範囲を超える緑化となりますので、補助対象となります。

（敷地面積や建築年、区域等により緑化義務面積は異なります。
詳細は県又は市町担当課（32,33 頁）までお問い合わせください。）

条件 3

・販売用資産等において、**販売目的で緑化するものは補助の対象となりません。**
例）分譲マンション業者によるマンション敷地の緑化や駐車場の芝生化
建売業者による戸建て住宅等の生垣設置や緑化

・営農目的で緑化するものは、補助の対象となりません。
例）植栽した果樹の収穫物や収穫物を使用した加工品の販売、又は苗木及び多年草そのものの販売を目的に行う緑化など

条件 4

住民団体は、原則、補助金申請前に花と緑の専門家による講習会を受講していただく必要があります。
ただし、補助金申請のスケジュール上、やむを得ない場合、申請後の受講も可とします。また、個人、法人等での補助金申請の場合は受講の義務はありませんが、必要に応じて受講することはできます。

条件 5

【県民まちなみ緑化事業検討委員会の事前審査】

「建築物の屋上緑化・壁面緑化」については、原則、緑化の専門家等で構成される「県民まちなみ緑化事業検討委員会」の事前審査を受ける必要があります。
なお、内容によっては補助にあたり条件を付けることや、補助金による緑化の実施が認められないことがあります。また、応募件数が多数の場合は、予算額の範囲内で件数の絞り込みを行うことがありますので、あらかじめご承知置きください。

※注意事項
建築物の屋上緑化・壁面緑化に限らず、県民まちなみ緑化事業実施要領第15条第2項（1）（2）（3）のいずれかに該当するときは、検討委員会の事前審査を受ける必要がありますのでご注意ください。その場合の手続については、建築物の屋上緑化・壁面緑化と同様（29 頁参照）になりますので、ご承知置きください。
詳細については、担当課（32 頁参照）にお問い合わせください。

（参考）県民まちなみ緑化事業実施要領第 15 条第2項
（1）要綱で定める限度額（総額）を超えるもの
（2）特殊な樹木、技術等を使用するもの
（3）その他、技術的な観点等から計画の妥当性について検討が必要なもの

7　事業別の補助内容

【①一般緑化】

①－１　一般緑化（植栽）

公園、広場、マンション、道路・河川沿い、学校等で植樹を行う住民団体等に対し、緑地整備に要する費用を補助します。また、地植えが困難な駅前広場や商店街等の公共用地などでは、プランターを使用した緑化に要する費用を補助します(8 頁参照)。

項　目	住民団体が公共用地※3で実施	個人・法人等が実施
補助条件	最小規模:30 ㎡以上	人口集中地区 ･･･最小規模: 30 ㎡以上 人口集中地区外･･･最小規模:100 ㎡以上
対象経費及び補助金額	緑地整備に要する次の費用を補助(①、②) ① 緑化資材費 ・苗木(高木・中木・低木) (部分的な場合は、草本類(多年草)も対象となります。ただし、一年草は対象ではありません。)※4 ・肥料、土壌改良材(普通化成、バーク堆肥、真砂土 等) ・支柱(鳥居支柱、生垣支柱 等) ・プランター(8 頁参照) ・維持管理に最低限必要な用具類(ホース、バケツ、シャベル、スプリンクラー、灌水チューブ、タイマー 等) ・その他、緑地整備に必要な資材 (マルチング材、樹木のネームプレート、防草シート、土留め材、緑化空間を形成する木製デッキ及びライトアップ機器等) ・県民緑税を利用したことを示すための表示板 ② 施工費(住民団体による施工が困難な工事) ・重機が必要な工事 ・住民団体による施工が危険な工事 ・専門業者の施工が一般的な工事(高・中木の植樹、土壌改良) 等 ただし、低木の植栽手間等は除きます。	緑地整備に要する次の費用の 1/2 以内を補助(①、②) ①緑化資材費 同左 ②施工費 ・植栽工 ・支柱設置工 ・土壌改良 ・掘削　等
補助限度額	10,000 円/㎡ × 緑化面積(㎡) ※最大 400 万円	6,400 円/㎡ × 緑化面積(㎡) ※最大 250 万円
維持管理設備等加算	以下の維持管理設備等を導入する場合は限度額を加算(詳細は 21 頁参照)	
	自動潅水装置 700 円/㎡ × 緑化面積(㎡) ※最大 28 万円	自動潅水装置 350 円/㎡ × 緑化面積(㎡) ※最大 14 万円
	雨水貯留タンク(おおむね 200L 以上。緑化面積 200 ㎡当たり1基を限度) 5 万円/基　※最大 10 万円(2 基)	雨水貯留タンク(おおむね 200L 以上。緑化面積 200 ㎡当たり1基を限度) 2 万 5 千円/基 ※最大 5 万円(2 基)
	井戸 最大 60 万円	井戸 最大 30 万円

(注)市街化区域又は人口集中地区内では、一定の要件を満たす場合、植栽基盤の整備のみでも補助を受けられる場合があります。詳細はホームページをご確認ください。

プランター緑化について

・アスファルト舗装等の地植えが困難な公共用地などで植栽する場合に補助対象となります。
なお、以下の①及び②の両方を満たす場合は、既設のプランター廃棄費用を施工費として認めます。
　①水漏れや部分破損等でプランターを継続して使用することが困難
　②新設するプランターの緑化面積が既設のプランターの緑化面積より大きくなる場合
・㎡限度額によらず実費相当額（上限あり）を補助します。
・苗木、培養土、肥料、土壌改良材、表示板、施工費のほか、緑化空間を形成する木製デッキ及びライトアップ機器等も補助対象となります。
・プランターは 1 基あたりの容量が概ね 100 リットル以上のものとし、かつ、3基以上設置する場合に補助対象となります。
・県民緑税により整備したことを示す表示板を最低1基に取り付け、他のプランターは事業実施を示す印をつけてください。

項　目	住民団体が公共用地※3で実施	個人・法人等が実施
補助条件	1基あたりの容量が概ね 100 リットル以上 3基以上設置	
設置可能箇所	地植えが困難な公共用地など	
対象経費及び補助金額	プランター緑化に要する次の費用を補助（①、②） ① 緑化資材費 ・プランター ・苗木（高木・中木・低木） （部分的な場合は、草本類（多年草）も対象※4 となります。 ただし、一年草は対象ではありません。） ・培養土、肥料、土壌改良材（普通化成、バーク堆肥、真砂土 等） ・支柱（鳥居支柱、生垣支柱 等） ・維持管理に最低限必要な用具類（ホース、バケツ、シャベル、スプリンクラー、灌水チューブ、タイマー 等） ・その他、緑地整備に必要な資材 （マルチング材、樹木のネームプレート、防草シート、土留め材、緑化空間を形成する木製デッキ及びライトアップ機器等） ・県民緑税を利用したことを示すための表示板・プレート ② 施工費（住民団体による施工が困難な工事） ・重機が必要な工事 ・住民団体による施工が危険な工事 ・専門業者の施工が一般的な工事（高・中木の植樹、土壌改良） 等ただし、低木の植栽手間等は除きます。	プランター緑化に要する次の費用の 1/2 以内を補助（①、②） ①緑化資材費 同左 ②施工費 ・植栽工 ・設置工　　等
補助限度額	20 万円/基 ※最大 400 万円	10 万円/基 ※最大 250 万円

※3　公共用地とは

→　以下のような土地を言います。
　①　国有地又は公有地
　②　不特定多数の者が自由に利用できる公共の用に供する土地
　ただし、入場者や利用者等から料金を徴収するものは除きます

例）・公園、道路、河川敷、公立学校等
　　・自治会が所有する集会所の敷地
　　・近隣住民が自由に立ち入ることができる共同住宅や寺社等の敷地　等

※4　多年草・一年草の取り扱いについて

多年草が補助対象となる部分的な使用とは、以下の場合をいいます。なお、一年草は補助対象とはなりません。

【地植えの場合】

　多年草にかかる面積が全体緑化面積の 20%以下、かつ、多年草にかかる経費が全体経費の20%以下

【プランター緑化の場合】

　多年草にかかる経費が全体経費の 20%以下。なお、経費が 20%以下であっても多年草のみのプランター緑化（1基単位で判断）は補助対象とはなりません。

地域住民による植栽の事例

地域の公園で低木をリニューアルした事例

①－２　一般緑化（植栽（高質緑化））

市街化区域又は人口集中地区で実施する一般緑化（植栽）のうち、「高質な都市緑化認定基準」（詳細 19,20 頁）を満たす場合は、次の補助率・補助限度額で補助します。

項　目	住民団体が公共用地※3で実施	個人・法人等が実施
補助条件	最小規模：30 ㎡以上	人口集中地区 ・・・最小規模： 30 ㎡以上 人口集中地区外・・・最小規模：100 ㎡以上
対象経費及び補助金額	緑地整備に要する次の費用を補助（①、②） ① 緑化資材費 ・苗木（高木・中木・低木） （部分的な場合は、草本類（多年草）も対象となります。 ただし、一年草は対象ではありません。）※4 ・肥料、土壌改良材（普通化成、バーク堆肥、真砂土 等） ・支柱（鳥居支柱、生垣支柱 等） ・プランター（8 頁参照） ・維持管理に最低限必要な用具類（ホース、バケツ、シャベル、スプリンクラー、灌水チューブ、タイマー 等） ・その他、緑地整備に必要な資材 （マルチング材、樹木のネームプレート、 防草シート、土留め材、緑化空間を形成する木製デッキ及びライトアップ機器等） ・県民緑税を利用したことを示すための表示板 ② 施工費（住民団体による施工が困難な工事） ・重機が必要な工事 ・住民団体による施工が危険な工事 ・専門業者の施工が一般的な工事（高・中木の植樹、土壌改良） 等 ただし、低木の植栽手間等は除きます。	緑地整備に要する次の費用の 2／3 以内を補助（①、②） ①緑化資材費 同左 ②施工費 ・植栽工 ・支柱設置工 ・土壌改良 ・掘削　　等
補助限度額	15,000 円/㎡ × 緑化面積（㎡） プランターを用いる場合、20 万円/基 ※最大 600 万円	12,800 円/㎡ × 緑化面積（㎡） プランターを用いる場合、10 万円/基 ※最大 500 万円
維持管理設備等加算	以下の維持管理設備等を導入する場合は限度額を加算（詳細は 21 頁参照）	
	自動潅水装置 700 円/㎡ × 緑化面積（㎡） ※最大 28 万円	自動潅水装置 450 円/㎡ × 緑化面積（㎡） ※最大 18 万円
	雨水貯留タンク（おおむね 200L 以上。緑化面積 200 ㎡当たり1基を限度） 5 万円/基　※最大 10 万円（2 基）	雨水貯留タンク（おおむね 200L 以上。緑化面積 200 ㎡当たり1基を限度） 3 万円/基　※最大 6 万円（2 基）
	井戸 最大 60 万円	井戸 最大 40 万円

①－３　一般緑化（生垣）

戸建て住宅やマンション等での生垣の設置に要する費用を補助します。

項　　目	内　　容
対　象　者	住民団体、個人・法人等（マンション管理組合も対象）
補 助 条 件	○ 道路に面した土地であること ○ 延長 5m 以上とすること ○ 植栽間隔：2～3 本/m（樹高 1m 程度の常緑樹） ▶ 戸建て住宅等の生垣設置は、2 戸以上連たんする敷地が対象
対 象 経 費 及び 補 助 金 額	生垣設置に要する費用の 1／2 以内を補助
補 助 限 度 額	6,400 円/m × 生垣延長（m） ※最大 75 万円

①－４　一般緑化（官民連携緑化）

市町が、住民や企業等と連携(※)して実施する緑化事業に係る費用を補助します。

（※）少なくとも植樹又は維持管理のいずれかで県民や企業等の参画があるものとします。ただし、市町が委託費等の対価を支払って県民や企業等に植樹や維持管理を行わせるものは除きます。

項　　目	内　　容
対　象　者	市 町
補 助 条 件	人口集中地区 ・・・最小規模： 30 ㎡以上 人口集中地区外・・・最小規模：100 ㎡以上
対 象 経 費 及び 補 助 金 額	① 緑化資材費 ・苗木（高木・中木・低木、草本類（多年草等） ・肥料、土壌改良材（普通化成、バーク堆肥、真砂土 等） ・支柱（鳥居支柱、生垣支柱 等） ・プランター ・維持管理に最低限必要な用具類（ホース、バケツ、 シャベル、スプリンクラー、灌水チューブ、タイマー 等） ・その他、緑地整備に必要な資材 （マルチング材、樹木のネームプレート、 防草シート、土留め材、緑化空間を形成する木製デッキ及びライトアップ機器等） ・県民緑税を利用したことを示すための表示板 ② 施工費 ①及び②の費用の 1/2 以内を補助
補 助 限 度 額	6,400 円/㎡ × 緑化面積（㎡） プランターを用いる場合、10 万円/基 ※最大 640 万円

【② 校園庭の芝生化】

② 校園庭の芝生化

学校の校庭や幼稚園・保育園等の園庭の芝生化に要する費用を補助します。

項　　目	住民団体が実施	私立の学校、幼稚園、保育園等が実施 （住民団体を設け、実施箇所を公開する場合、左記のとおり）
補助条件	・最小規模：30 ㎡以上 ・公立の学校、幼稚園、保育園等 又は、 実施箇所が公開されている※5 私立の学校、幼稚園、保育園等で実施	人口集中地区 ・・・・最小規模：30 ㎡以上 人口集中地区外・・・最小規模 100 ㎡以上
対象経費 及び 補助金額	芝生化に要する次の費用を補助（①、②） ① 緑化資材費 ・芝生等多年草 （野芝、ティフトン芝、高麗芝 等） ・肥料、土壌改良材 （普通化成、バーク堆肥、真砂土 等） ・維持管理に最低限必要な用具類 （芝刈機、スプリンクラー、灌水チューブ、タイマー、ホース、バケツ、シャベル 等） ・その他、芝生化に必要な資材（土留め材 等） ・県民緑税を利用したことを示すための表示板 ② 施工費 ・掘削、整地　・発生土処分工　・土壌改良 ・整地転圧工　・砂敷均し　等 ただし、芝張りに係る施工費は原則、対象外です。傾斜地など自主施工困難な場合のみ対象とします。	芝生化に要する次の費用の 1／2 以内を補助（①、②） ①緑化資材費 同左 ②施工費 ・掘削、整地　・発生土処分工 ・土壌改良　・整地転圧工 ・砂敷均し　・張芝工　等
補助限度額 緑化面積 (1)30 ㎡以上 100 ㎡未満 (2)100 ㎡以上 300 ㎡未満 (3)300 ㎡以上	(1)5,100 円/㎡×緑化面積(㎡) (2)51 万円＋4,100 円/㎡×(緑化面積(㎡)-100 ㎡) (3)133 万円＋3,100 円/㎡×(緑化面積(㎡)-300 ㎡) ※最大 800 万円	(1)3,200 円/㎡×緑化面積(㎡) (2)32 万円＋2,500 円/㎡×(緑化面積(㎡)-100 ㎡) (3)82 万円＋1,900 円/㎡×(緑化面積(㎡)-300 ㎡) ※最大 500 万円
維持管理設備等加算	以下の維持管理設備等を導入する場合は限度額を加算（詳細は 21 頁参照）	
	自動灌水装置 700 円/㎡ × 緑化面積(㎡) ※最大 140 万円	**自動灌水装置** 350 円/㎡ ×緑化面積(㎡) ※最大 70 万円
	ロボット芝刈機 ※最大 30 万円	**ロボット芝刈機** ※最大 15 万円
	雨水貯留タンク（おおむね 200L 以上。緑化面積 200 ㎡当たり1基を限度） 5 万円/基　※最大 25 万円（5 基）	**雨水貯留タンク**（おおむね 200L 以上。緑化面積 200 ㎡当たり1基を限度） 2 万 5 千円/基 ※最大 12 万 5 千円（5 基）
	井戸 ※最大 60 万円	**井戸** ※最大 30 万円

※5 実施箇所が公開されている私立学校等とは

○ 地域住民が校園庭を無料で利用することが可能であること
○ 地域住民に定期的に（少なくとも年 4 回程度）校園庭を開放していること

［該当する例］
・地域のイベントや祭り等の会場として、定期的に地域住民に対し校園庭を無料で貸し出している場合
・幼稚園や保育園で、園児以外の子どもを対象に定期的に園庭開放を無料で実施している場合　等

【③ ひろばの芝生化】

③－１　ひろばの芝生化

公園、広場、グラウンド等の芝生化に要する費用を補助します。

項　　目	住民団体が公共用地※6で実施	個人・法人等が実施
補助条件	最小規模：30 ㎡以上	人口集中地区　…最小規模：30 ㎡以上 人口集中地区外…最小規模：100 ㎡以上
対象経費及び補助金額	芝生化に要する次の費用を補助（①、②） ① 緑化資材費 ・芝生等多年草 （野芝、ティフトン芝、高麗芝　等） ・肥料、土壌改良材 （普通化成、バーク堆肥、真砂土 等） ・維持管理に最低限必要な用具類 （芝刈機、スプリンクラー、灌水チューブ、タイマー、ホース、バケツ、シャベル　等） ・その他、芝生化に必要な資材（土留め材　等） ・県民緑税を利用したことを示すための表示板 ② 施工費 ・掘削、整地　・発生土処分工　・土壌改良 ・整地転圧工　・砂敷均し　等 ただし、芝張りに係る施工費は原則、対象外です。 傾斜地など自主施工困難な場合のみ対象とします。	芝生化に要する次の費用の 1／2 以内を補助（①、②） ①緑化資材費 同左 ②施工費 ・掘削、整地　・発生土処分工 ・土壌改良　・整地転圧工 ・砂敷均し　・張芝工　等
補助限度額 緑化面積 (1)30 ㎡以上 100 ㎡未満 (2)100 ㎡以上 300 ㎡未満 (3)300 ㎡以上	(1)5,100 円/㎡×緑化面積(㎡) (2)51 万円＋4,100 円/㎡×(緑化面積(㎡)-100 ㎡) (3)133 万円＋3,100 円/㎡×(緑化面積(㎡)-300 ㎡) ※最大 400 万円	(1)3,200 円/㎡×緑化面積(㎡) (2)32 万円＋2,500 円/㎡×(緑化面積(㎡)-100 ㎡) (3)82 万円＋1,900 円/㎡×(緑化面積(㎡)-300 ㎡) ※最大 250 万円
維持管理設備等加算	以下の維持管理設備等を導入する場合は限度額を加算（詳細は 21 頁参照）	
	自動潅水装置 700 円/㎡ × 緑化面積(㎡) ※最大 70 万円	自動潅水装置 350 円/㎡ × 緑化面積(㎡) ※最大 35 万円
	ロボット芝刈機 ※最大 30 万円	ロボット芝刈機 ※最大 15 万円
	雨水貯留タンク（おおむね 200L 以上。緑化面積 200 ㎡当たり1基を限度）） 5 万円/基　※最大 25 万円（5 基）	雨水貯留タンク（おおむね 200L 以上。緑化面積 200 ㎡当たり1基を限度）） 2 万 5 千円/基 ※最大 12 万 5 千円（5 基）
	井戸 ※最大 60 万円	井戸 ※最大 30 万円

※6　公共用地とは

以下のような土地を言います。
①　国有地又は公有地
②　不特定多数の者が自由に利用できる公共の用に供する土地
ただし、入場者や利用者等から料金を徴収するものは除きます

例）・地域の公園、地区のグラウンド
　　・自治会が所有する集会所、公民館の敷地
　　・近隣住民が自由に立ち入ることができる広場　等

自ら芝張りを行うことで愛着がわきます。

芝生の上で安心して外遊びができます。

地域の方の憩いの場となります。

③－２　ひろばの芝生化（高質緑化）

市街化区域又は人口集中地区で実施するひろばの芝生化のうち、「高質な都市緑化認定基準」（詳細 19,20 頁）を満たす場合は、次の補助率・補助限度額で補助します。

項　　目	住民団体が公共用地※6で実施	個人・法人等が実施
補助条件	最小規模：30 ㎡以上	人口集中地区　…最小規模：30 ㎡以上 人口集中地区外…最小規模：100 ㎡以上
対象経費及び補助金額	芝生化に要する次の費用を補助（①、②） ① 緑化資材費 ・芝生等多年草 （野芝、ティフトン芝、高麗芝　等） ・肥料、土壌改良材 （普通化成、バーク堆肥、真砂土 等） ・維持管理に最低限必要な用具類 （芝刈機、スプリンクラー、灌水チューブ、タイマー、ホース、バケツ、シャベル　等） ・その他、芝生化に必要な資材（土留め材、高質な緑化空間を形成する木製デッキ及びライトアップ機器等） ・県民緑税を利用したことを示すための表示板 ② 施工費 ・掘削、整地　・発生土処分工　・土壌改良 ・整地転圧工　・砂敷均し　等 ただし、芝張りに係る施工費は原則、対象外です。 傾斜地など自主施工困難な場合のみ対象とします。	芝生化に要する次の費用の 2／3 以内を補助（①、②） ①緑化資材費 同左 ②施工費 ・掘削、整地　・発生土処分工 ・土壌改良　・整地転圧工 ・砂敷均し　・張芝工　等
補助限度額 緑化面積 (1)30 ㎡以上 100 ㎡未満 (2)100 ㎡以上 300 ㎡未満 (3)300 ㎡以上	(1)7,700 円/㎡×緑化面積(㎡) (2)77 万円＋6,200 円/㎡×(緑化面積(㎡)-100 ㎡) (3)201 万円＋4,700 円/㎡×(緑化面積(㎡)-300 ㎡) ※最大 600 万円	(1)6,400 円/㎡×緑化面積(㎡) (2)64 万円＋5,000 円/㎡×(緑化面積(㎡)-100 ㎡) (3)164 万円＋3,800 円/㎡×(緑化面積(㎡)-300 ㎡) ※最大 500 万円
維持管理設備等加算	以下の維持管理設備等を導入する場合は限度額を加算（詳細は 21 頁参照）	
	自動潅水装置 700 円/㎡ × 緑化面積(㎡) ※最大 70 万円	自動潅水装置 450 円/㎡ × 緑化面積(㎡) ※最大 45 万円
	ロボット芝刈機 ※最大 30 万円	ロボット芝刈機 ※最大 20 万円
	雨水貯留タンク（おおむね 200L 以上。緑化面積 200 ㎡当たり1基を限度） 5 万円/基　※最大 25 万円（5 基）	雨水貯留タンク（おおむね 200L 以上。緑化面積 200 ㎡当たり1基を限度） 3 万円/基　※最大 15 万円（5 基）
	井戸 ※最大 60 万円	井戸 ※最大 40 万円

【④ 駐車場の芝生化】

④ 駐車場の芝生化

駐車場の芝生化を行う所有者や管理者等に対し、芝生化に要する費用を補助します。

なお、住民団体で申請する場合、県民の参画・協働の観点から、芝張りや目土散布など、専門業者によらずに実施できる安全な作業は住民団体が実施してください。

項　目	住民団体が公共用地※7で実施	個人・法人等が実施
補助条件	人口集中地区　…最小規模：30㎡以上 人口集中地区外…最小規模：100㎡以上	人口集中地区　…最小規模：30㎡以上 人口集中地区外…最小規模：100㎡以上
	駐車区画等の緑化率：概ね50%以上	駐車区画等の緑化率：概ね50%以上
対象経費及び補助金額	駐車場の芝生化に要する次の費用を補助(①、②) ① 緑化資材費 ・芝生等多年草(セダム等多肉植物やコケ類は除きます。) ・肥料、土壌改良材、砕石、敷砂 等 ・芝生等保護材(コンクリートブロック、プラスチックマット 等) ・維持管理に最低限必要な用具類等 (ホース、バケツ、シャベル、芝刈機、スプリンクラー、灌水チューブ、タイマー 等) ・その他、必要な資材(車止め、区画線ブロック 等) ・県民緑税を利用したことを示すための表示板 ② 施工費(上限：①緑化資材費×0.25) ・アスファルト撤去(アスファルト敷の場合) ・路盤工　・透水シート敷設工　・張芝工 ・芝生保護材敷設工　・車止め、区画線設置工　等	駐車場の芝生化に要する次の費用の 1/2 以内を補助(①、②) ①緑化資材費 同左 ②施工費 ・アスファルト撤去(アスファルト敷の場合) ・路盤工　・透水シート敷設工 ・張芝工　・芝生保護材敷設工 ・車止め、区画線設置工
補助限度額	15,000円/㎡ × 芝生化面積(㎡) ※最大375万円	12,000円/㎡ × 芝生化面積(㎡) ※最大250万円

※7 公共用地とは

以下のような土地を言います。
① 国有地又は公有地
② 不特定多数の者が自由に利用できる公共の用に供する土地
ただし、入場者や利用者等から料金を徴収するものは除きます

例)・自治会が所有する集会所、公民館の駐車場敷地
・近隣住民が自由に駐車することができるなど、公共性があると認められる駐車場敷地 等

コンクリートブロックを用いた事例

車輪部を補強している事例

プラスチックマットを用いた事例

【⑤ 建築物の屋上緑化・壁面緑化】

⑤－１　建築物の屋上緑化

建築物の屋上緑化を行う所有者や管理者等に対し、緑化に要する費用を補助します。
なお、原則人による散水、除草などの管理が可能な屋根構造の建築物を対象とします。

項　　目	樹　　木 による屋上緑化	芝生等多年草 による屋上緑化 （セダム等多肉植物、コケ類は除きます。）
補助条件	人口集中地区 …最小規模: 30 ㎡以上 人口集中地区外…最小規模:100 ㎡以上 土 壌 厚: 30cm 以上	人口集中地区　…最小規模: 30 ㎡以上 人口集中地区外…最小規模:100 ㎡以上
対象経費 及び 補助金額	屋上緑化に要する費用の 1／2 以内を補助	屋上緑化に要する費用の 1／2 以内を補助
補助限度額	32,000 円/㎡ × 緑化面積(㎡) ※最大 250 万円	12,000 円/㎡ × 緑化面積(㎡) ※最大 250 万円

⑤－２　建築物の屋上緑化（高質緑化）

市街化区域又は人口集中地区で実施する樹木による屋上緑化のうち、「高質な都市緑化認定基準」（詳細 19,20 頁）を満たす場合は、次の補助率・補助限度額で補助します。

項　　目	樹　　木 による屋上緑化
補助条件	人口集中地区 …最小規模: 30 ㎡以上、人口集中地区外…最小規模:100 ㎡以上 土 壌 厚: 30cm 以上
対象経費 及び 補助金額	屋上緑化に要する費用※の 2／3 以内を補助 ※ 高質な緑化空間を形成する木製デッキ及びライトアップ機器等も対象となります
補助限度額	61,000 円/㎡ × 緑化面積(㎡) ※最大 480 万円

⑤－３　建築物の壁面緑化

建築物の壁面緑化を行う所有者や管理者等に対し、緑化に要する費用を補助します。

項　　目	基盤造成型 による壁面緑化 （木本類又は多年草 （セダム等多肉植物、コケ類は除きます。））	登はん・下垂型 による壁面緑化 （ツル性植物（木本類又は多年草））
補助条件	人口集中地区 …最小規模: 30 ㎡以上 人口集中地区外…最小規模:100 ㎡以上	人口集中地区　…最小規模: 30 ㎡以上 人口集中地区外…最小規模:100 ㎡以上 （壁面の誘引資材の面積） ・横　　幅 ： 10m 以上 （※窓などの開口部を含まないこと） ・植栽間隔 ： 3～5 本/m
対象経費 及び 補助金額	壁面緑化に要する費用の 1／2 以内を補助	壁面緑化に要する費用の 1／2 以内を補助
補助限度額	32,000 円/㎡ × 緑化面積(㎡) ※最大 250 万円	6,400 円/㎡ × 緑化面積(㎡) ※最大 75 万円

基盤造成型の壁面緑化の事例

登はん型の壁面緑化の事例

芝生による屋上緑化の事例

【⑥　都心緑化】

⑥　都心緑化

都心緑化計画に基づき、公的空間を豊かにする緑化に対して、緑化に要する費用を補助します。

項　　目	協議会、法人が実施 （協議会：法人、個人、住民団体及び市町等で構成される団体）
補助条件	**・最小規模：　1,000 ㎡以上（緑地と一体的に形成する緑化空間）** ・「都心緑化計画」を策定し、公的空間を豊かにする緑化であること （都心緑化計画には、テーマ性や特色を明示した緑化整備計画、維持管理計画等（協議会が実施する場合は、これらに加え、協議会の構成員、役割分担、資金計画等）を記載してください。） ・道路管理者が法令等に基づく管理権限で行う道路内の保全や歩行者、自転車の安全確保、騒音等の環境対策上必要な緑化（並木、植樹帯）の区域でないこと
対象経費 及び 補助金額	都心緑化に要する費用の **2/3 以内を補助**
補助限度額	**最大 3,300 万円** **（㎡限度額の設定なし）**

地域の環境改善にも役立っています。

まちなかに里山の風景が創出されています。

8　高質な都市緑化認定基準について

○　次の(1)及び(2)のいずれも満たす場合に、「高質な都市緑化」と認定し、補助率及び補助限度額を拡充します。(拡充後の補助内容は 10, 15, 17 頁を参照)

(1)　事業実施箇所が**市街化区域**又は**人口集中地区**にあるもの
(2)　緑化計画等について、次の認定基準に基づく評価の合計得点が次の点以上
【一般緑化】**15 点**　【ひろばの芝生化】**10 点**　【屋上緑化(樹木による緑化)】**10 点**

○　認定基準(各評価基準の例はホームページをご覧ください)

区分	評価項目	評価基準	得点	申請者記入欄 該当する項目に○印	県記入欄 (審査時)
1 緑化計画	①緑地の広さ	緑化面積が下記の範囲 一般緑化　600㎡以上 注）プランターによる面積は含まない ひろばの芝生化　1,800㎡以上 建築物の屋上緑化　200㎡以上	5		
		緑化面積が下記の範囲 一般緑化　400㎡以上　600㎡未満 注）プランターによる面積は含まない ひろばの芝生化　1,200㎡以上1,800㎡未満 建築物の屋上緑化　100㎡以上　200㎡未満	3		
	②高木による緑化	高木を計10本以上植樹する 注）プランターに植樹する高木は含まない	5		
		高木を計５本以上10本未満植樹する 注）プランターに植樹する高木は含まない	3		
	③緑地の階層構造	緑地の中に高木層があり、その下部又は近辺に中低木層及び草本層（多年草、芝生等）の２層がある 注）プランター内の階層構造は含まない	5		
		緑地の中に高木層があり、その下部又は近辺に中低木層又は草本層（多年草、芝生等）のいずれか１層がある 注）プランター内の階層構造は含まない	3		
	④沿道緑化	主要な接道部（※１）の沿道緑化率（※２）が75%以上 ※1　主要な接道部… 車両等の出入口の部分を除いた延長が10m以上の道路境界（複数ある場合は、利用頻度が最も高く見込まれる道路に接するもの） ※2　沿道緑化率… 高木又は中低木（プランター植樹は除く）による接道部緑化長さ／接道部長さ	5		
		主要な接道部の沿道緑化率が50%以上75%未満	3		
	⑤緑陰による暑さ対策	夏の暑さ対策として、クールスポットになり得る緑陰施設（ベンチを併設した高木やパーゴラ等）を設ける	5		
2 緑化場所	①都市中心部の緑化	緑化する場所の用途地域が商業地域又は近隣商業地域である	5		
	②空き地の利活用	100㎡以上の空き地（※）を整備して緑化する ※空き地…宅地化された土地又それに近接する土地で、現に利用されていない土地	5		
	③既存建築物の緑化	既存建築物の屋上（非緑化部）を緑化する	5		
	④地表面の状態	緑化する場所の地表面（従前）の75%以上がアスファルト、コンクリート等である	5		
		緑化する場所の地表面（従前）の50%以上75%未満がアスファルト、コンクリート等である	3		
3 緑化空間の公開性等	①公開性	緑化空間に不特定多数の県民が自由に出入り可能である	3		
	②安らげる空間整備	３-①に適合し、かつ、ベンチ等の休憩施設を整備する	2		
	③運動できる空間整備	３-①に適合し、かつ、散歩ができる遊歩道や運動利用ができる広場などを整備する。	2		
			合計得点		

○　認定の対象は、県民まちなみ緑化事業で新たに整備される緑です。既存の緑地に新たに緑を増やす場合、対象となるのは新たに整備される緑地や設備であり、既存の緑地が認定基準を満たしていたとしても、対象となりません。

○　同一箇所で複数メニューを申請する場合は、それぞれの申請内容について個別に採点し、基準を満たせばそれぞれのメニューで拡充した補助率・補助限度額を適用します。

　一方のメニューで基準を満たし得点計上した項目は、もう一方のメニューには計上できませんが、「1－③緑地の階層構造」についてのみ、双方の申請で算定可能とします。

（例）

・申請内容：誰でも利用できる地域の広場（グラウンド）で一般緑化とひろばの芝生化を申請

・地　　域：市街化区域（第一種住居地域）

・緑化面積：一般緑化…185 ㎡（うち高木 15 本、中木 10 本、低木 20 本）芝生の上に高木を植栽

　　ひろばの芝生化…400 ㎡

・一般緑化でベンチ2つを高木の下に設置

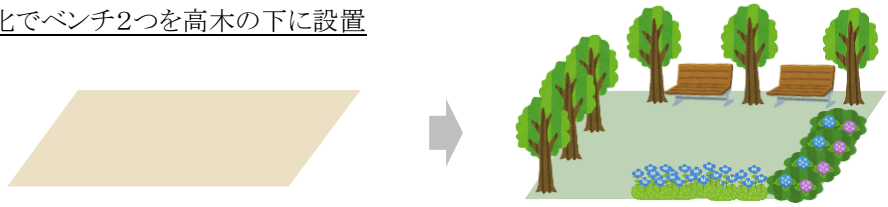

区分	評価項目	評価基準	得点	一般緑化	ひろばの芝生化
1 緑化計画	①緑地の広さ	緑化面積が下記の範囲 一般緑化　600㎡以上 ひろばの芝生化　1,800㎡以上 建築物の屋上緑化　200㎡以上	5		
		緑化面積が下記の範囲 一般緑化　400㎡以上　600㎡未満 ひろばの芝生化　1,200㎡以上1,800㎡未満 建築物の屋上緑化　100㎡以上　200㎡未満	3		
	②高木による緑化	高木を計10本以上植樹する	5	○	
		高木を計５本以上10本未満植樹する	3		
	③緑地の階層構造	緑地の中に高木層があり、その下部又は近辺に中低木層及び草本層（多年草、芝生等）の２層がある	5		
		緑地の中に高木層があり、その下部又は近辺に中低木層又は草本層（多年草、芝生等）のいずれか１層がある	3	○	○
	④沿道緑化	主要な接道部の沿道緑化率が75%以上	5		
		主要な接道部の沿道緑化率が50%以上75%未満	3		
	⑤緑陰による暑さ対策	夏の暑さ対策として、クールスポットになり得る緑陰施設（ベンチを併設した高木やパーゴラ等）を設ける	5	○	
2 緑化場所	①都市中心部の緑化	緑化する場所の用途地域が商業地域又は近隣商業地域である	5		
	②空き地の利活用	100㎡以上の空き地を整備して緑化する	5		
	③既存建築物の緑化	既存建築物の屋上（非緑化部）を緑化する	5		
	④地表面の状態	緑化する場所の地表面（従前）の75%以上がアスファルト、コンクリート等である	5		
		緑化する場所の地表面（従前）の50%以上75%未満がアスファルト、コンクリート等である	3		
3 緑化空間の公開性等	①公開性	緑化空間に不特定多数の県民が自由に出入り可能である	3	○	○
	②安らげる空間整備	3-①に適合し、かつ、ベンチ等の休憩施設を整備する	2	○	
	③運動できる空間整備	3-①に適合し、かつ、散歩ができる遊歩道や運動利用ができる広場などを整備する。	2		○
		合計得点		18	8

← 階層構造に限り、双方で算定可能

← 一般緑化で申請するベンチは、ひろばの芝生化に算定することはできません

一般緑化 → 高質

ひろばの芝生化 → 通常

９　維持管理設備等の限度額加算について

○　一般緑化、校園庭の芝生化、ひろばの芝生化で、限度額加算の対象となる維持管理設備等は以下のとおりです。

維持管理設備等	内容等
①自動潅水装置	**植栽や芝生への潅水を自動で行う機能を有し、タイマーやセンサー等により潅水の開始又は停止を制御できるもの** （実施要領第3条第2項第1号） ・（例）ポップアップ式スプリンクラー、潅水タイマー付きのドリップチューブ等 ・プランター緑化における給水タンク（手動で給水するもの）は対象外です。
②ロボット芝刈機	**芝生の刈り込み作業を自動又は遠隔操作で行う機能を有するもの** （実施要領第3条第2項第2号） ・自動機能を有しない手押し式芝刈機、乗用芝刈機は対象外です。 ・風雨等を避けるための保管庫も対象とします。
③雨水貯留タンク	**植栽や芝生への潅水に供するため、雨水を集水し、貯留するもの** （実施要領第3条第2項第3号） ・おおむね 200L以上のものに限り、緑化面積 200 ㎡当たり1基を限度とします。 ・集水するためのパイプ等の部品や貯めた水をくみ上げるポンプ等、雨水貯留タンクの使用に付随するものも対象とします。
④井戸	**植栽や芝生への潅水に供するため、地中を掘削し、地下水を揚水するもの** （実施要領第3条第2項第4号） ・災害等に備え、手押しポンプを併設することを推奨します。 ・申請前に地盤調査や専門業者が近隣で井戸整備を行ったときの情報を元に、井戸水が出る見込みであることを専門業者が判断した上で着手してください。これらの申請前の調査については、自己負担となります。

○　それぞれの加算限度額の範囲内で当該維持管理設備等の設置に要した経費を補助します。

維持管理設備等加算限度額の余剰分は当該維持管理設備等以外のものに充当することはできません。

（例：住民団体が公共用地で実施する場合）

一般緑化 100 ㎡で 10,000 円の自動潅水装置を設置する場合、加算上限額 70,000 円との差額 60,000 円を通常の緑地整備の補助限度額に充当することはできません。

１０　申し込み

①　交付申請書の提出

駐車場の芝生化は申請書提出前に、応募して頂き採択を受けてください（詳細は申請手続の手引参照）。

建築物の屋上緑化・壁面緑化は、原則、申請書提出前に、県庁都市政策課に補助金交付協議書を提出してください（詳細は 23 頁②参照）。

その他のメニューは、原則として協議書の提出は不要ですが、検討委員会の事前審査が必要となる場合には提出する必要がありますのでご注意ください（詳細は 23 頁②参照）。

(1) 提　出　先：市町の緑化担当課（33 頁参照）

(2) 提 出 期 間：令和 8 年 4 月 1 日（水）～12 月 25 日（金）

※駐車場の芝生化事業（採択応募用紙の提出期間）：令和 8 年4月1日（水）～5 月 15 日（金）

○ 募集期間内でも予定額を超えた場合、受付を締め切りますので、予めご了承ください。
○ 駐車場の芝生化事業については期間内に応募いただいた中から、予算に応じ採択いたします。

(3) 提 出 部 数：原本 1 部、写し 2 部　（計 3 部）

神戸市以外の駐車場の芝生化、建築物屋上緑化・壁面緑化、

都心緑化は原本 1 部、写し 3 部（計 4 部）

(4) 提 出 書 類

〇県民まちなみ緑化事業補助金交付申請書（様式第 1 号の 1）

〇添付書類①～⑨　（一部、不要な場合があります。）

① 事業計画書（様式第1号の3）
② 実施箇所の位置図、現況写真
③ 計画図、数量計算書
④ 土地所有者等の使用承諾書兼維持管理協定書の写し（自己所有地で実施の場合等は不要）
⑤ 業者からの見積書の写し（1 社。経費の内訳が分かる書類を添付してください。）
⑥ 債権者登録書オンライン申請
⑦ 概算払理由書（様式第1号の5）（概算払による補助金の交付を希望する場合のみ必要※下記参照）
⑧ 緑地の維持管理に関する誓約書（様式第1号の7）
⑨ 暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書（指定様式）

【補助金交付時期について】

・ 県からの補助金は、緑地整備が完了し、申請者が施工業者へ工事代金の支払を済ませた後に交付することを原則とします。
・ しかし、住民団体で手持ち資金がないなどの理由で、補助金受領前に施工業者へ工事代金を支払うことができない場合、工事代金支払前であっても概算払による補助金の交付を受けることができます。
・ 概算払による補助金の交付を希望する場合、申請時に「⑦概算払理由書」をご提出ください。
・ また、この場合、工事完了後、または概ね工事が完了し、施工業者からの請求金額が確定した後に、補助金支払請求書（指定様式）を提出してください。なお、場合によっては、追加資料（委任状等）の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

(5) そ の 他

○　補助申請額は、千円未満の端数を切り捨てて ください。

○　補助金交付決定後に緑化工事に着手し、完了後 30 日以内（最終：令和 9 年 3 月 31 日まで）に実績報告書を提出してください。

○　補助金をこの事業以外の目的への使用や、事業の内容を偽るなど不正があった場合については、交付決定を取り消すことがありますのでご注意ください。なお、すでに補助金を受領しているときは、返還していただきます。

②　交付協議書の提出【建築物の屋上緑化・壁面緑化のみ】

○　建築物の屋上緑化・壁面緑化は、原則、①の申請書提出前に、県庁都市政策課※に補助金交付協議書を提出してください。

※その他のメニューで、協議書の提出が必要な場合の提出先は以下のとおりです。

一般緑化、校園庭の芝生化、ひろばの芝生化：県民局土木事務所等

駐車場の芝生化、都心緑化：県庁都市政策課

○　県民まちなみ緑化事業検討委員会の事前審査を受けた場合は、補助金による緑化の実施が「可」とされた事業についてのみ、①の交付申請書を提出することができます。（6 頁「条件5」参照）

(1) 提　出　先：兵庫県まちづくり部都市政策課※（32 頁参照）

(2) 提 出 期 間：①⑵「提出期間」と同じ

(3) 提 出 部 数：原本 1 部、写し 1 部　（計 2 部）

(4) 提 出 書 類：次の書類を直接又は郵送（当日消印有効）で県庁都市政策課※へご提出ください。

■県民まちなみ緑化事業補助金交付協議書（様式第 1 号の 6）

■添付書類①～⑥　（一部、不要な場合があります。）

① 事業計画書（指定様式）

② 実施箇所の位置図、現況写真

③ 計画図、数量計算書

④ 土地所有者等の使用承諾書兼維持管理協定書の写し（自己所有地で実施の場合等は不要）

⑤ 業者からの見積書の写し（1 社。経費の内訳が分かる書類を添付してください。）

⑥ 県民まちなみ緑化事業（屋上緑化）に係る確認書（屋上緑化の場合のみ）

・申請書類の記載方法、記載例は「県民まちなみ緑化事業　申請手続の手引」（別冊）をご覧ください。

・「申請手続の手引」や申請書類などは以下の兵庫県ホームページからダウンロードできます。

県民まちなみ緑化事業　検索

１１　土地（建築物）所有者等との使用承諾及び維持管理協定について

○　<u>自己所有の土地又は建築物（以下「土地等」と言います。）で実施の場合は不要</u>です。

（　実施箇所が自己所有の土地等でない場合でも、土地等の所有者が申請団体の構成員である場合や申請者が土地等の所有者と賃貸借契約を締結している場合など、申請者（団体）が、実質的に事業実施箇所の使用権限がある場合は不要です。）

○　自己所有地でない土地等で、県民まちなみ緑化事業を実施する場合、土地等の所有者又は管理者の承諾を得た上で、緑地の維持管理に関する役割分担を明確にするため、維持管理に関する協定を締結してください。

○　維持管理協定書の様式は任意とします。申請時に協定書の写しを提出してください。
（作成例は「県民まちなみ緑化事業　申請手続の手引」をご覧ください。）

○　道路占有許可証の提出について。
道路でのプランター設置の際には道路占有許可が必要です。
本事業申請前に道路占有許可手続を行った上、原則として、申請時に許可証の写しを提出してください。

１２　維持管理について

○　県民まちなみ緑化事業を活用して植栽した樹木や整備した緑地については、申請者の責任により計画的な維持管理を行い、長期的な維持に努めてください。

　申請団体の代表者又は担当者が代わった場合は、団体内で適切に引継ぎ等を行い、長期的な維持に努めてください。

○　そのため、事前に関係者・関係団体や施工業者等と十分に協議をした上で、維持管理に関する計画を作成し、補助金交付申請時に「県民まちなみ緑化事業計画書」を提出してください。

　（記入例は、「県民まちなみ緑化事業　申請手続の手引」をご覧ください。）

○　また、施工業者は、施工後の維持管理面も考慮し、選定することが望ましいと考えます。

　（地元業者で困ったときすぐに質問できる。枯れ補償などアフターフォローが充実している。など）

○　**補助事業の完了後 5 年間は**、各年度の維持管理の実施状況について、その**翌年度の 4 月中に「県民まちなみ緑化事業維持管理報告書」を提出**していただきます。

　緑化が完了してから、令和 14 年 3 月までの毎年 5 年間の維持管理状況について、「県民まちなみ緑化事業維持管理報告書」の提出が必要となります。

　第 1 回目の報告書については、令和 9 年度の維持管理状況を令和 10 年 4 月中に提出してください。

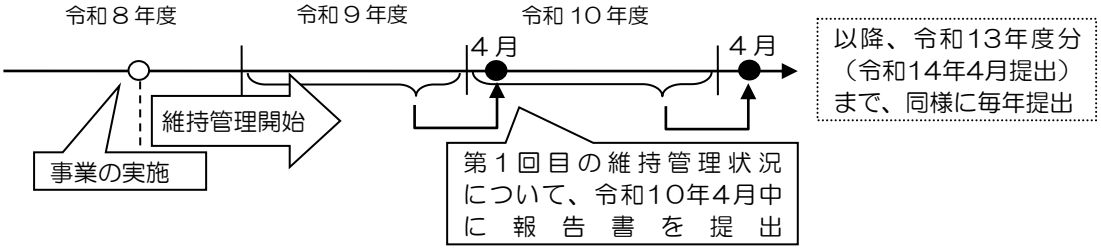

○　**補助事業の完了後 5 年間に、各年度の維持管理報告書が提出されない場合、適切な維持管理が行われていない場合、整備した緑地を無断で処分した場合等については、補助金の返還を求める場合があります。**

○　事業箇所の**植栽・芝生化計画や維持管理方法について、「花と緑の専門家」による講習会を現地で無料で受講できます。**補助を受けられる方は、原則として、補助金申請前にこの講習会を受講しなければなりません。

　（詳細は、お住まいの地域の県民局土木事務所等（32 頁参照）の「緑のパトロール隊」などにご相談ください）

※　帳簿の備え付け

○　補助事業の完了後5年間は補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え付けるとともに、収入および支出について証拠書類を整理し、保存してください。

１３　表示板の設置について

○　事業実施箇所が、県民緑税を活用して整備した箇所であることを明らかにするため、表示板を設置してください。
○　設置位置は、<u>事業実施箇所又はその付近で、公衆の目に付くところ</u>としてください。
　なお、事業実施箇所又はその付近が公衆の目に付くところでない場合は、事業実施箇所が分かる内容の表示板を公衆の目に付くところに設置し、<u>兵庫県の名称を入れてください。</u>
○　表示板の材質は任意ですが、耐久性があるものにしてください。
　（事業完了後、最低でも５年間は劣化しないものとしてください。）
○　表示板は、固定式のものとし、大きさは、原則として、B4 サイズ以上のものとしてください。
○　表示板の作成例は以下のとおりです。表示板への記載内容は作成例を基本とし、植栽内容に応じて付け加えても構いません。
○　背景には植栽内容に応じたイラストを付け加えるなど、通行者の目に留まる工夫を施すようにしてください。背景のデザイン例を県ホームページに掲載していますので、ご活用ください。
○　実際にデザインされた表示板を県ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

【作成例１｜一般緑化】

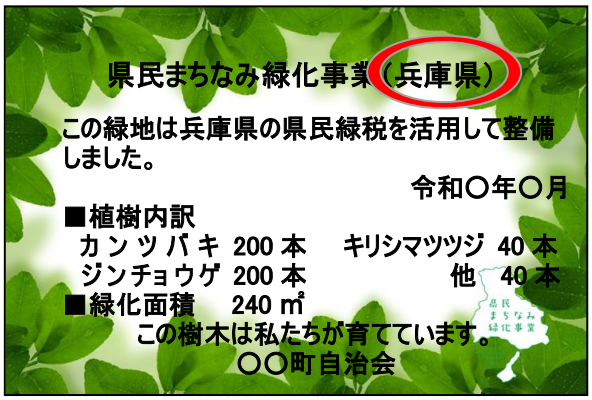

【作成例２｜校園庭・ひろばの芝生化】

事業実施箇所付近に設置する場合

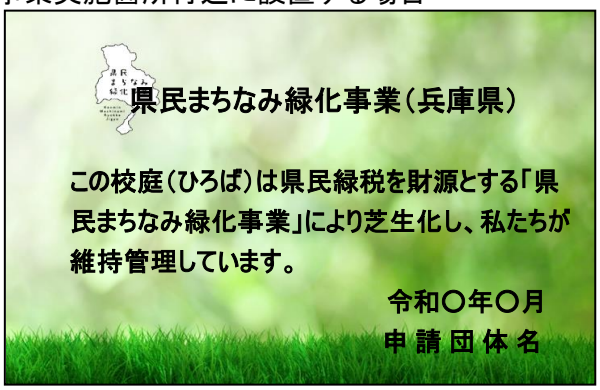

事業実施箇所付近が公衆の目のつくところでない場合

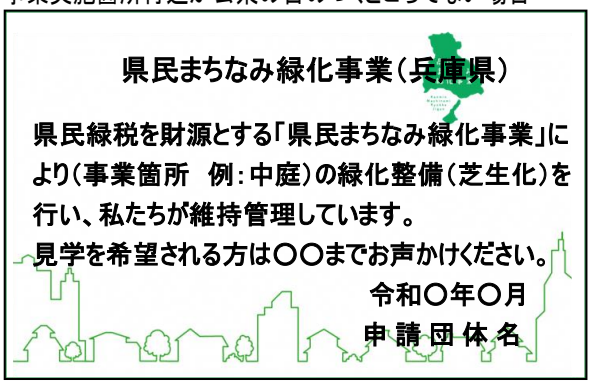

【作成例３｜駐車場の芝生化】

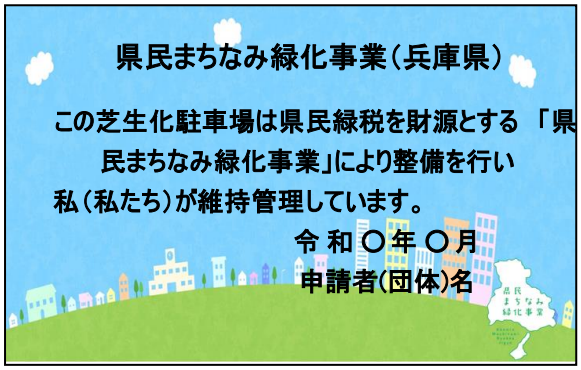

【作成例４｜建築物の屋上緑化】

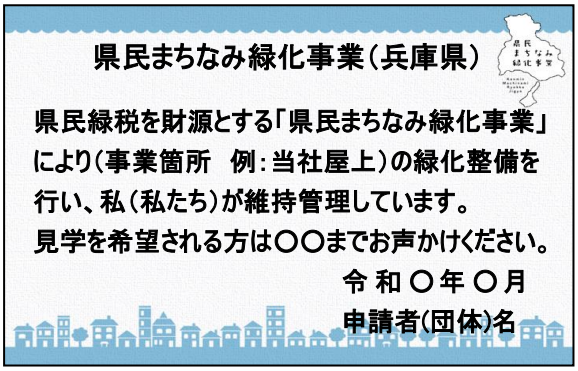

１４－１　手続の流れ【一般緑化、校園庭の芝生化、ひろばの芝生化】

※申請の前に協議書を提出していただき、検討委員会の審査にかける場合があります。その場合の手続は 29 頁を参照してください。

□は県民のみなさんが行う行為です。

【事業計画・申請手続】

事業の問い合わせ・相談
- 事業についての相談やお問い合わせは県民局土木事務所等へ（32頁）
- 緑化場所が補助対象地域に該当するかのお問い合わせは、県又は市町の緑化担当課へ（33頁）

緑のパトロール隊による助言
- 植栽計画や申請方法に関して、県民局土木事務所等「緑のパトロール隊」が相談を受け付けます。
- 現地確認の上、植栽計画や書類作成のアドバイスを行います。

- 「高質な都市緑化」の認定を受けたい場合は、事前に、計画図等に基づいた採点表を県民局土木事務所等に提出し、基準を満たしているかどうかの確認を受けてください

花と緑の専門家による講習会
- 原則として、補助金申請前に花と緑の専門家による講習会を受講していただく必要があります。（無料）（※住民団体での申請の場合のみです。）
- 県民局土木事務所等「緑のパトロール隊」にご相談ください。

申請書・添付書類の作成
- 手引を参考に必要書類を準備してください。

申請書・添付書類の提出
- 市町の緑化担当課へご提出ください（事前相談を受けた後にご提出ください）
- 提出部数：原本1部、写し2部　（計3部）（22頁）

県民局土木事務所等による審査
- 申請書、緑化内容、金額等について、書類審査・現地審査を行います。
- 内容によっては、訂正や書類の差替をお願いする場合があります。

【事業採択された後の手続】

補助金の交付決定通知
- 県から補助金の交付の決定を通知します。

事業（緑化活動）の開始
- 苗木等の購入、緑地整備の発注等を行ってください。（※必ず交付決定後に行ってください。）

変更交付申請
- 植栽場所の変更等、申請した事業内容に変更がある場合は、変更交付申請書を提出してください。

概算払請求・概算払による補助金交付
- 住民団体で手持ち資金がないなど、補助金受領前の支払が困難な場合、概算払により補助金を受領できます(22頁)

事業(緑化活動)完了･工事代金支払
- 完了後、施工業者へ工事代金を支払い、その領収書の写しを実績報告の際に提出してください。

実績報告書（及び添付書類）補助金支払請求書の提出
- 工事完了後30日以内に市町の緑化担当課へご提出ください（33頁）
- 提出部数については申請時と同様です

県民局土木事務所等による完了検査
- 事業実施箇所の現地確認等を行います。

申請者に補助金の支払い
- 県から申請者に補助金を振り込みます。
- 概算払で受領した場合で、既に受領した額と確定額に過不足がある場合、精算（追給・返納）します。

緑地の維持管理　及び維持管理報告書の提出
- 計画的な維持管理を行い、長期的な維持に努めてください。
- 事業完了後5年間は、「維持管理報告書」をご提出ください。

緑のパトロール隊によるサポート
- 県民局土木事務所等「緑のパトロール隊」が相談を受け付けています。

花と緑の専門家による講習会
- 花と緑の専門家が維持管理のアドバイスを行います（無料）。

１４－２　手続の流れ【駐車場の芝生化、都心緑化】

□ は県民のみなさんが行う行為です。

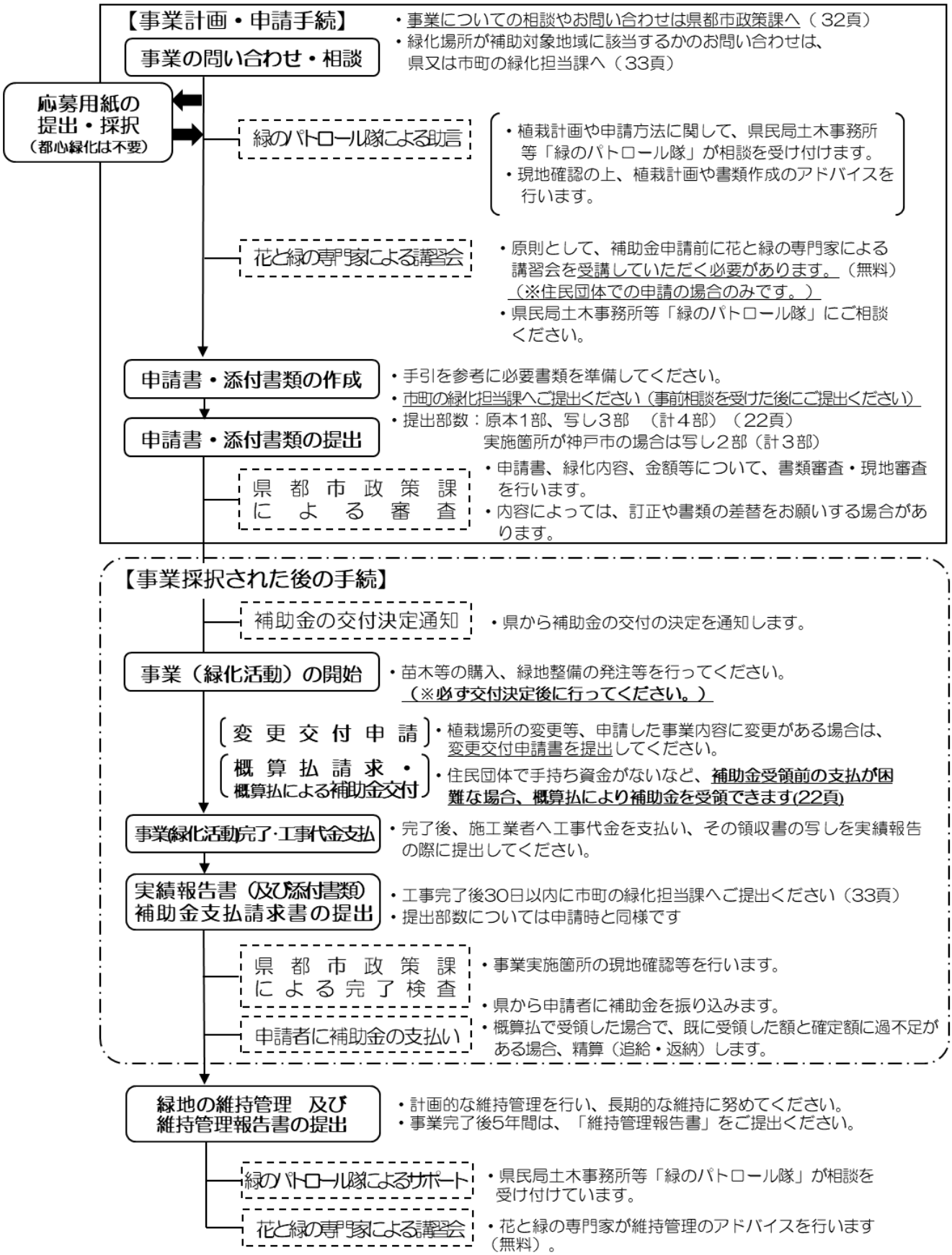

１４－３　手続の流れ【建築物の屋上緑化・壁面緑化】

□ は県民のみなさんが行う行為です。

建築物の屋上・壁面緑化以外の事業でも検討委員会による審査が必要な場合はこちらの手続を参照ください

【事業計画・補助金交付協議】※一般緑化、校園庭の芝生化、ひろばの芝生化は、県民局土木事務所等

事業の問い合わせ・相談
- 事業についての相談やお問い合わせは県都市政策課へ（32頁）
- 緑化場所が補助対象地域に該当するかのお問い合わせは、県又は市町の緑化担当課へ（33頁）

花と緑の専門家による講習会
- 花と緑の専門家が事業計画や維持管理のアドバイスを行う講習会を受講していただけます。（無料）
  （住民団体の場合、原則受講しなければなりません）
- 県民局土木事務所等「緑のパトロール隊」にご相談ください。

- 「高質な都市緑化」の認定を受けたい場合は、事前に、計画図等に基づいた採点表を県都市政策課※に提出し、基準を満たしているかどうかの確認を受けてください

↓

補助金交付協議書等の作成
- 手引を参考に必要書類を準備してください。

↓

補助金交付協議書等の提出
- 県都市政策課※へご提出ください（23頁）
- 提出部数：正1部、写し1部

県民まちなみ緑化事業検討委員会による審査
- 協議書の内容に基づき審査を行います。
- 補助にあたり条件を付けることや、補助金による緑化の実施が認められないケースがあります。

審査結果の通知
※緑化計画の内容により検討委員会の審査を不要とする場合があります。

【審査結果が「可」の場合】

↓

申請書・添付書類の提出
- 市町の緑化担当課へご提出ください
- 提出部数：正1部、写し3部　（計4部）
  実施箇所が神戸市の場合は写し2部（計3部）

県都市政策課※による審査・交付決定
- 内容によっては、訂正や書類の差替をお願いする場合があります。

事業（緑化活動）の開始
- 苗木等の購入、緑地整備の発注等を行ってください。
  （※必ず交付決定後に行ってください。）

変更交付申請
- 植栽場所の変更等、申請した事業内容に変更がある場合は、変更交付申請書を提出してください。

概算払請求・概算払による補助金交付
- 住民団体で手持ち資金がないなど、**補助金受領前の支払が困難な場合、概算払により補助金を受領できます(22頁)**

事業(緑化活動)完了･工事代金支払
- 完了後、施工業者へ工事代金を支払い、その領収書の写しを実績報告の際に提出してください。

↓

実績報告書（及び添付書類）補助金支払請求書の提出
- 工事完了後30日以内に市町の緑化担当課へご提出ください（33頁）
- 提出部数については申請時と同様です

県都市政策課による完了検査
- 事業実施箇所の現地確認等を行います。

申請者に補助金の支払い
- 県から申請者に補助金を振り込みます。
- 概算払で受領した場合で、既に受領した額と確定額に過不足がある場合、精算（追給・返納）します。

↓

緑地の維持管理　及び維持管理報告書の提出
- 計画的な維持管理を行い、長期的な維持に努めてください。
- 事業完了後5年間は、「維持管理報告書」をご提出ください。

緑のパトロール隊によるサポート
- 県民局土木事務所等「緑のパトロール隊」が相談を受け付けています。

花と緑の専門家による講習会
- 花と緑の専門家が維持管理のアドバイスを行います（無料）。

１５　よくある質問

【質問１】既存植栽の植え替え、補植、移植について

Q　公園の花壇の樹木が枯れているので、手間のかからない花木、低木への植え替えを地域の住民団体が計画しています。このように新たな緑地を設けず、既存植栽を植え替える場合も対象となりますか？

また、対象となる場合、既存植栽の伐採費用も補助対象となりますか？

A　既存植栽の植え替えは原則として補助の対象となりませんが、樹勢が落ちたものや枯死したもの、生物多様性に悪影響を及ぼす外来種植物を植え替える場合は補助対象となり、これらにかかる伐採費用も緑地整備に必要な費用として補助対象となります。

また、新たな緑地整備に伴う既存木の移植等も対象となる場合がありますので、詳細は 32 頁のお問い合わせ先におたずねください。

【質問２】マンション敷地内の緑化について

Q　神戸市内で平成 10 年に建設されたマンションです（建築面積 2,000 ㎡）。このたび外壁改修を予定しており、これに合わせて、敷地内の枯れている植栽を植え替えし、リニューアルしたいと考えています。この植え替えは補助対象となりますか。

A　補助対象となります。

ただし、マンションであっても、法律や条例などで緑化が義務づけられているもの（市街化区域内で平成 18 年 10 月 1 日以降に着工した敷地面積 1,000 ㎡以上のマンションなど）は、原則補助対象となりませんのでご注意ください。

詳細は 32 頁のお問い合わせ先におたずねください（義務緑化の取扱いは 5 頁参照）。

【質問３】工事着工及び補助金支払の時期について

Q　苗木等の購入や施工業者による緑地整備の工事はいつから始めてよいのですか？

また、補助金はいつの時点で支払われますか？

A　補助金申請後、書類審査・現地審査などを行った上で、県が補助金の交付決定を行います。

この**交付決定があった後、事業に着手**（苗木等の購入や施工業者による工事）できます（交付決定前は着工できません。）。

また、補助金は、「緑地整備完了→申請者が施工業者へ工事代金支払→県に実績報告書提出→完了検査」の手続がすべて完了した後、交付することを原則とします。

しかし、住民団体で手持ち資金がないなどの理由で、補助金受領前に施工業者へ工事代金を支払うことができない場合、概算払により先に補助金を交付することもできます。

詳細は 32 頁のお問い合わせ先におたずねください（概算払については 22 頁参照）。

【質問４】緑地内に設ける維持管理用の階段について

Q　県民まちなみ緑化事業で、法面などの傾斜地に樹木を植栽する予定です。傾斜地のため、維持管理作業などで通行する階段を設置したいのですが、補助対象となりますか？

A　当該階段が緑地の適切な維持管理のために必要と認められるものであれば、補助対象となります。詳細は 32 頁のお問い合わせ先におたずねください。

【質問５】補助対象とならない経費について

Q　県民まちなみ緑化事業で補助対象とならない経費は何がありますか？

A　以下の経費は補助対象となりません。

○　草花（一年草）の種や苗の購入費
（ツツジ、バラ、アジサイなどの花木や部分的に植栽する多年草は補助対象となります。）

○　フェンス、物置など緑地整備に直接的に必要ではない固定的な設備及びその設置に要する費用
（例）・フェンス、ブロック壁、噴水等の設置費
・緑化用具庫等の制作・設置費　等

※　ただし、水道設備に要する経費（水道管敷設費や水道メーター、散水栓、井戸、ポンプの設置費等）は、緑地整備に必要であると認められる場合、補助対象となります。

○　維持管理で使用する肥料や電気・水道代、灌水・除草・剪定に係る経費、維持管理作業の業者への委託費、団体の活動費　等

【質問６】複数の緑化メニューの同時実施について

Q　同じ敷地内で、植樹と芝生化のどちらも行いたいと考えています。
この場合、一般緑化と芝生化（校園庭・ひろば）の両方のメニューの補助を用いることはできますか？

A 同じ敷地内で複数のメニューを併用した緑化も補助対象となります。
例）公園又は学校等で植樹と芝生化を同時に行う場合
駐車場で植樹と芝生化を同時に行う場合
工場で敷地の植樹と屋上緑化を同時に行う場合　など
補助限度額や手続等の詳細は、32 頁のお問い合わせ先におたずねください。

【質問７】維持管理について

Q　県民まちなみ緑化事業の補助を受けて整備した緑地内の樹木が 1 本枯れてしまいました。
このような場合、どうすればよいですか？

A　枯損分を補植するなどし、良好な緑地が長期的に保たれるよう管理に努めてください。なお、適切な維持管理を行っていたにもかかわらず樹木が数本枯れてしまったような場合、事業実施年度の翌年度から起算して5年以内の高木については、「県民まちなみ緑化事業（維持管理支援）」で、枯損樹木の復旧費を補助できる場合があります。詳しくはホームページで確認いただくか、又は県都市政策課（32 頁）にお問合せください。
なお、維持管理について、現地で花と緑の専門家による講習会（アドバイス）を無料で受けることができます。

【質問８】県民まちなみ緑化事業以外の花・緑関係の支援について

Q　県民まちなみ緑化事業で植栽した樹木のまわりに一年草の草花も植えたいと考えています。
県民まちなみ緑化事業では一年草は補助対象外と聞きましたが、ほかに花苗を配布してもらえるような制度はないですか？

A　県民局土木事務所等では、道路沿線や河川敷、公園の花壇等で樹木・草花を管理している住民団体に対し、花苗や肥料等の提供を行う緑化資材の提供事業を行っています（34 頁参照）。募集時期や配布できる花苗の種類は、32 頁のお問い合わせ先におたずねください。

１６　問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

【一般緑化、校園庭の芝生化、ひろばの芝生化】

実施箇所	問い合わせ先	郵便番号	所在地	電話番号
神戸市	まちづくり部 都市政策課緑化政策班	650-8567	神戸市中央区 下山手通 5-10-1	078(362)3563
尼崎市　西宮市　芦屋市 伊丹市　宝塚市　川西市 三田市　猪名川町	阪神北県民局 宝塚土木事務所 まちづくり建築課	665-8567	宝塚市旭町 2-4-15	0797(83)3191
明石市　加古川市　高砂市 稲美町　播磨町	東播磨県民局 加古川土木事務所 まちづくり建築課	675-8566	加古川市加古川町 寺家町天神木 97-1	079(421)9402
西脇市　三木市　小野市 加西市　加東市　多可町	北播磨県民局 加東土木事務所 まちづくり建築課	673-1431	加東市社字西柿 1075-2	0795(42)9407
姫路市　神河町　市川町 福崎町　相生市　たつの市 赤穂市　宍粟市　太子町 上郡町　佐用町	中播磨県民センター 姫路土木事務所 まちづくり建築第 1 課	670-0947	姫路市北条 1-98	079(281)9313
豊岡市　養父市　朝来市 香美町　新温泉町	但馬県民局 豊岡土木事務所 まちづくり建築課	668-0025	豊岡市幸町 7-11	0796(26)3757
丹波篠山市　丹波市	丹波県民局 丹波土木事務所 まちづくり建築課	669-3309	丹波市柏原町 柏原 688	0795(73)3860
洲本市　南あわじ市　淡路市	淡路県民局 洲本土木事務所 まちづくり建築課	656-0021	洲本市塩屋 2-4-5	0799(26)3247

【駐車場の芝生化、建築物の屋上緑化・壁面緑化、都心緑化】

実施箇所	問い合わせ先	郵便番号	所在地	電話番号
全　市　町	まちづくり部 都市政策課緑化政策班	650-8567	神戸市中央区 下山手通 5-10-1	078(362)3563

(2) 市町の緑化担当課

所　管	市 町 担 当 課	郵便番号	所　　在　　地	電話番号
本　庁	神戸市公園部魅力創造課	651-0084	神戸市中央区磯辺通 3-1-7 コンコルディア神戸 5F	078(595)6463
阪神北県民局	尼崎市上坂部西公園　緑の相談所	661-0011	尼崎市東塚口町 2-2-1	06(6426)4022
	西宮市花と緑の課	662-8567	西宮市六湛寺町 10-3 西宮市役所第二庁舎 9F	0798(35)3682
	芦屋市道路・公園課	659-8501	芦屋市精道町 7-6	0797(38)2470
	伊丹市みどり自然課	664-8503	伊丹市千僧 1-1	072(780)3521
	宝塚市公園河川課	665-8665	宝塚市東洋町 1-1	0797(77)2021
	川西市公園緑地課	666-8501	川西市中央町 12-1	072(740)1185
	三田市管理課	669-1595	三田市三輪 2-1-1	079(559)5110
	猪名川町都市政策課	666-0292	猪名川町上野字北畑 11-1	072(766)8704
東播磨県民局	明石市緑化公園課花と緑の学習園	673-0005	明石市小久保 1 丁目 10-3	078(924)6111
	加古川市公園緑地課	675-8501	加古川市加古川町北在家 2000	079(427)9271
	高砂市都市政策課	676-8501	高砂市荒井町千鳥 1-1-1	079(443)9033
	稲美町都市計画課	675-1115	稲美町国岡 1-1	079(492)7900
	播磨町土木課	675-0182	播磨町東本荘 1-5-30	079(435)2365
北播磨県民局	西脇市都市住宅課	677-8511	西脇市下戸田 128-1	0795(22)3111
	三木市都市政策課	673-0492	三木市上の丸町 10-30	0794(82)2000
	小野市まちづくり課	675-1380	小野市中島町 531	0794(63)1000
	加西市都市計画課	675-2395	加西市北条町横尾 1000	0790(42)8753
	加東市都市政策課	673-1493	加東市社 50	0795(43)0510
	多可町建設課	679-1192	多可町中区中村町 123	0795(30)0855
中播磨県民センター	姫路市公園緑地課	670-8501	姫路市安田 4-1	079(221)2412
	神河町ひと・まち・みらい課	679-3116	神河町寺前 64	0790(34)0002
	市川町企画政策課	679-2392	市川町西川辺 165-3	0790(26)1010
	福崎町まちづくり課	679-2280	福崎町南田原 3116-1	0790(22)0560
	相生市都市整備課	678-8585	相生市旭 1-1-3	0791(23)7135
	たつの市都市計画課	679-4192	たつの市龍野町富永 1005-1	0791(64)3164
	赤穂市都市計画課	678-0292	赤穂市加里屋 81	0791(43)6827
	宍粟市住宅土地政策課	671-2593	宍粟市山崎町中広瀬 133-6	0790(63)3106
	太子町まちづくり課	671-1592	太子町鵤 280-1	079(277)5992
	上郡町建設課	678-1292	上郡町大持 278	0791(52)1117
	佐用町農林振興課	679-5380	佐用町佐用 2611-1	0790(82)0667
但　馬県民局	豊岡市都市整備課	668-8666	豊岡市中央町 2-4	0796(23)1712
	養父市環境推進課	667-0198	養父市広谷 250-1	079(664)2033
	朝来市都市政策課	669-5292	朝来市和田山町東谷 213-1	079(672)6127
	香美町建設課	669-6592	香美町香住区香住 870-1	0796(36)1961
	新温泉町建設課	669-6792	新温泉町浜坂 2673-1	0796(82)3115
丹　波県民局	丹波篠山市地域計画課	669-2397	丹波篠山市北新町 41	079(552)1118
	丹波市都市住宅課	669-4192	丹波市春日町黒井 811	0795(74)2364
淡　路県民局	洲本市生活環境課	656-8686	洲本市本町 3-4-10	0799(24)7607
	南あわじ市都市政策課	656-0492	南あわじ市市善光寺 22-1	0799(43)5227
	淡路市生活環境課	656-2292	淡路市生穂新島 8	0799(64)2523

良好な維持管理のために

県民まちなみ緑化事業で緑化した箇所を長期にわたって適正に維持管理していただくために、兵庫県は（公財）兵庫県園芸・公園協会と連携して、次のような事業を行っています。

◇専門家による講習会を開催します　無料！

（公財）兵庫県園芸・公園協会に設置した「花と緑の専門家バンク」の専門家が、講習会でみなさまに植栽計画や維持管理方法のアドバイスを行います。

◇緑のパトロール隊による相談の受付

県民まちなみ緑化事業で緑化した箇所に関して、本庁、県民局土木事務所等に配置されている「緑のパトロール隊」による相談、アドバイスを行います。

◇維持管理ガイドブックの公開

県民まちなみ緑化事業の申請者等に、維持管理方法を具体的にわかりやすく説明した「維持管理ガイドブック」を公開しています。

花緑育成・維持管理ガイドブック　検索

〇申込・相談・問い合わせ先　：お住まいの地域の県民局土木事務所等（32 頁参照）の「緑のパトロール隊」などにご相談ください。

◇県民まちなみ緑化事業（維持管理支援）の実施

「県民まちなみ緑化事業（維持管理支援）」では、県民まちなみ緑化事業を実施した住民団体を対象に維持管理支援を行います。詳細は都市政策課にお問い合わせください。

(1) 実 技 ワークショップ・・・維持管理技術の向上のため、専門家によるワークショップの受講を支援します。

(2) 枯 損 樹 木 の 復 旧…事業実施年度の翌年度から起算して5年以内に枯損した高木の復旧に要する費用を支援します。

(3) 維持管理設備等の修理・修繕…事業実施年度の翌年度から起算して5年以内に故障した維持管理設備等の修理・修繕に要する費用を支援します。

◇花と緑の園芸相談について

（公財）兵庫県園芸・公園協会花と緑のまちづくりセンターでは、病害虫防除をはじめ、花と緑に関するさまざまな疑問や相談にお答えしています。お気軽にご利用ください。

〇相談日時　：　午前 10 時から午後 4 時（毎週火曜日及び年末年始を除く。）

〇相談方法　：　次のいずれかの方法でご相談ください。

・窓　口：花と緑のまちづくりセンターにお越しください。
　　明石市明石公園 1 番 27 号

・電　話：078-918-2405

・花と緑のまちづくりセンターホームページのコンタクトフォーム

花苗などの配布もあります（緑化資材の提供事業）

緑化資材の提供を希望する緑化活動グループ（自治会、婦人会、老人会等）に、花苗、苗木、肥料、土等を提供します。

〇対 象 団 体　：　道路沿道や公共的空間で活動する緑化活動グループ

〇提 供 期 間　：　3 年

〇問 い 合 わ せ 先：　募集期間、配布時期等が限られています。
詳細は、お住まいの地域の県民局土木事務所等（32 頁参照）の「緑のパトロール隊」などにご相談ください。

兵庫県　　まちづくり部　都市政策課　緑化政策班
〒650-8567　神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号
TEL：078-362-3563 ／ FAX：078-362-9487
ホームページ:http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/wd20_000000005.html

県民まちなみ緑化事業　検索

兵庫県
Hyogo Prefecture

兵　庫　県